

一般実地演習における 複数の指導鑑定士による指導に関する Q&A

一般実地演習実施要領3. で定める「複数の指導鑑定士による指導」についての質問とその回答をまとめています。

3. 複数の指導鑑定士による指導

(1) 修習生 1 人に対しての一般実地演習に関する指導は、複数の指導鑑定士により分担することができる。

ただし、指導を分担する場合においても、1 人の指導鑑定士が指導できる修習生の人数は、規程第 24 条第 2 項第一号の規定に基づき、原則として 5 名以内とする。

(2) 複数の指導鑑定士による指導を実施する場合には、代表となる指導鑑定士を 1 人選定しなければならない。

(3) 実地演習実施機関は、複数の指導鑑定士による指導を行う場合、所定の様式により必要事項を届け出なければならない。

※ 複数の指導鑑定士による指導の有無は、「実務修習生の受入れ予定の有無」に関するアンケートの回答状況に応じて、その情報を「実地演習実施機関及び指導者等の一覧」にて公表します。

Q1 複数の指導鑑定士による指導を実施するにあたり留意事項はありますか？

定められた規程(実務修習業務規程第 24 条第 1 項)等を遵守するとともに、当該実務修習生に関する指導については、自身が指導していない範囲であっても、指導内容や進捗等を、指導鑑定士同士で密に連絡・共有し合うことで、適切に把握するように努めてください。

また、実地演習実施機関は、指導鑑定士間で連絡・共有等が適切に行われているかを確認してください。

Q2 代表となる指導鑑定士はどのような役割を担うのでしょうか？

複数の指導鑑定士による指導を実施する際、代表となる指導鑑定士は、以下の事項に対応してください。

① 模擬取引事例の閲覧権限

模擬取引事例の閲覧権限は、代表となる指導鑑定士として登録された指導鑑定士に限り付与されます。分担する指導鑑定士が模擬取引事例を必要とする場合には、代表となる指導鑑定士がこれを取得し、分担する指導鑑定士に配布してください。

② 実務修習審査会からの指摘事項の通知

実務修習生に通知される実務修習審査会からの指摘事項については、代表となる指導鑑定士に対しても同様に通知されます。当該内容については、関係する指導鑑定士と共有してください。

③ スケジュール管理等について

指導に係るスケジュール管理等については、代表となる指導鑑定士が行ってください。

④ その他

指導方針等に関する指導鑑定士間協議の取りまとめを行うほか、一般実地演習の実施において生じたトラブルについては、実務修習生からの相談に応じるなど、適切な対応を行ってください。

Q3 複数の指導鑑定士による指導の分担内容はどのように決めればよいのでしょうか？

当該実務修習生が複数の指導鑑定士による指導を受けるに当たり、混乱(例:担当する指導鑑定士が不明確であることにより、誰から指導を受けるべきか分からない状況が生じる場合等)が生じないよう、指導を担当する指導鑑定士全員の合議により定めた指導方針に基づき、指導の分担内容を事前に決定してください。

ただし、当該分担内容について本会への事前申請は不要であり、指導の途中で変更することも可能です(例:当初担当予定だった指導鑑定士の体調不良により、別の指導鑑定士が担当する場合等)。

最終的には、指導を行った指導鑑定士のみを「実地演習実施状況報告書」の提出時に記載し、本会へ報告してください。

なお、分担方法としては、細分化類型ごとに担当の指導鑑定士を配置する方法や、座学と実地調査で担当を分ける方法等が考えられます。

Q4 分担する指導鑑定士は、何人まで実務修習生の指導ができますか？

1 人の実務修習生に対する指導鑑定士の人数については、制限はありません。

ただし、当該実務修習生への指導を行う指導鑑定士同士が、互いの指導内容や進捗状況等を適切に把握・管理できる人数に留意してください。

Q5 分担する指導鑑定士は、何人まで実務修習生の指導ができますか？

分担する指導鑑定士が指導できる実務修習生の人数については、指導内容にかかわらず、実務修習業務規程第 24 条第 2 項第一号のとおり、5 名までと規定しています。

Q6 分担する指導鑑定士は、他の実務修習生への指導に関する代表となる指導鑑定士となることはできますか？

分担する指導鑑定士は、他の実務修習生に対する指導において、代表となる指導鑑定士となることが可能です。

ただし、規程第 24 条第 2 項第一号の規定に基づき、1 人の指導鑑定士が指導できる実務修習生は 5 名までとなるため、人数にはご注意ください。

Q7 分担する指導鑑定士に対しても、新たに実務修習・指導要領テキストは配布されますか？

複数の指導鑑定士による指導を実施している場合は、指導要領テキストは代表となる指導鑑定士にのみ配布されます。

分担する指導鑑定士にはテキストは配布されません。テキストが必要な場合は、代表となる指導鑑定士と共有するか、本会ホームページにて一般頒布しているテキストをお申込みください。(なお、テキスト申込受付期間外において、指導のために必要となった場合は、本会宛てに直接ご相談ください。)

Q8 分担する指導鑑定士は、模擬取引事例の取得ができますか？

分担する指導鑑定士は、当該実務修習生に関する模擬取引事例を取得することはできません。

模擬取引事例の閲覧権限は、代表となる指導鑑定士にのみ付与されているため、必要な場合は、当該実務修習生の代表となる指導鑑定士が取得してください。

Q9 実務修習回の途中で複数の指導鑑定士による指導を行うことになった場合は、どのように申請すれば良いのでしょうか？

実務修習回の途中で複数の指導鑑定士による指導に変更することとなり、「実務修習生の受入れ予定の有無」に関するアンケートに回答できない場合は、その旨を本会宛てにメール(kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp)にてご連絡ください。本連絡を受けて、本会ホームページ掲載の「実地演習実施機関及び指導者等の一覧」を更新いたします。

また、本会へ提出する必要書類は、以下の通りです。

- ① 当該実務修習生に対して、現に指導している指導鑑定士が、代表となる指導鑑定士を担う場合
→ 「複数の指導鑑定士による指導に関する報告書」に必要事項をご記載の上、ご提出ください。
- ② 当該実務修習生に対して、現に指導している指導鑑定士以外が、代表となる指導鑑定士を担う場合
→ 「実地演習実施機関等の変更届出書」及び「複数の指導鑑定士による指導に関する報告書」に必要事項をご記載の上、ご提出ください。（「実地演習実施機関等の変更届出書」には、代表となる指導鑑定士をご記載ください。）

Q10 実務修習回の途中で指導を担当する指導鑑定士を追加する場合、あるいは外れる場合は、どのように申請すれば良いのでしょうか？

実務修習回の途中（指導実施中）において指導を担当する指導鑑定士を追加する場合、または担当を外れる場合は、いずれも「複数の指導鑑定士による指導に関する変更報告書」を提出してください。

ただし、指導鑑定士が担当を外れる場合は、実務修習生が実務修習を滞りなく受講できるよう、当該指導鑑定士が担当していた指導内容について、代替して指導できる指導鑑定士を、代表となる指導鑑定士（または実地演習実施機関）が必ず選任するようにしてください。

なお、代表となる指導鑑定士を変更する場合は、別途「実地演習実施機関等の変更届出書」に新たな代表となる指導鑑定士を記載の上、併せてご提出ください。

また、指導鑑定士を辞任する（今後他の実務修習生に対する指導も行わない）場合は、「指導者辞任届」を本会宛てに別途提出する必要があります。